

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売 (七件) (財務局主計部公債課) … 一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可 … 二
- (福祉保健局保健政策部国民健康保険課) … 三
- 保安林の指定予定 (産業労働局農林水産部森林課) … 四
- 一般国道の区域変更 (建設局道路管理部路政課) … 四
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定 (二件) (建設局道路管理部監察指導課) … 六

公告

- 開発行為に関する工事完了 (三件) (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) … 八
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出 (下水道局) … 八
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定 (同) … 八
- 全国自治宝くじの発売 (七件) (全国自治宝くじ事務協議会) … 九

告示

●東京都告示第千四百三十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千五百二十三回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	令和四年一月五日から同月二十五日まで
七 抽せん期日	令和四年一月二十八日
八 当せん金支払開始期日	令和四年二月二日
九 当せん金の額及び当せんの等級	当せん金 一等 千五百万円 一本 二等 二百五十万円 一本 三等 五十万円 一本 四等 十万円 一本 五等 五万円 一本 六等 二万五千円 一本
十 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

東京都知事 小池 百合子

一 名称	第二千五百二十四回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百万枚 二億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式 (被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	令和四年一月五日から同月二十五日まで
七 当せん金支払開始期日	令和四年一月五日
八 当せん金の額及び当せんの等級	当せん金 一等 三十万円 十本 二等 五万円 二百四十本 三等 一万円 千本 四等 千円 一万本 五等 二百円 三十万本
九 注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十六号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百二十五回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 五百万枚 十億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和四年一月十二日から同年二月一日まで
- 七 抽せん期日 令和四年二月四日
- 八 当せん金支払開始期日 令和四年二月九日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	三千万円	一本
二等	当せん金	十万円	二本
三等	当せん金	十万円	四十九本
四等	当せん金	十万円	四十九本

五等 二百円 五十万本
 計 三万円 千本
 五十六万一千五百五十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十七号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百二十六回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 二百五十万枚 二億五千万円
- 四 証票金額 一枚百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 令和四年二月九日から同年三月一日まで
- 七 抽せん期日 令和四年三月四日
- 八 当せん金支払開始期日 令和四年三月九日
- 九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等	当せん金	千五百万円	一本
二等	当せん金	当せん金	当せん本数
三等	当せん金	当せん金	当せん本数
四等	当せん金	当せん金	当せん本数
五等	当せん金	当せん金	当せん本数

一等の組違い賞 十万円 二十四本
 二等 三十万円 二十五本
 三等 五万円 二百五十本
 四等 三万円 五千本
 五等 千円 二万五千本
 六等 百円 二十五万本
 計 二十八万三百二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第千四百三十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百二十七回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和四年二月九日から同年三月八日まで
- 七 当せん金支払開始期日 令和四年二月九日

八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
等			
一等		五十万円	三十本
二等		十万円	三百本
三等		一万円	五千二百五十本
四等		千円	一万五千本
五等		二百円	十五万本
計			十七万五千八十本
九	注意事項		
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。		
(二)	証票は、転売できない。		
●東京都告示第千四百三十九号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和三年十二月三日			
一	名称	東京都知事 小 池 百合子	
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千五百二十八回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号	
三	発売の数及び総額	三百万枚 六億円	
四	証票金額	一枚二百円	
五	証票型式	開封式	
六	発売期間	令和四年三月五日から同月三十一日まで	

七	抽せん期日	令和四年四月五日
八	当せん金支払開始期日	令和四年四月十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金
等		
一等		三千万円
二等		三千万円
三等		三千万円
四等		三千万円
五等		三千万円
計		三十三万七千三百二十二本
十	注意事項	
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	
(二)	証票は、転売できない。	
●東京都告示第千四百四十号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和三年十二月三日		
一	名称	東京都知事 小 池 百合子
二	受託銀行等の名称及び所在地	第二千五百二十九回東京都宝くじ株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四	証票金額	一枚百円
五	証票型式	開封式
六	発売期間	令和四年三月九日から同月三十一日まで
七	抽せん期日	令和四年四月五日
八	当せん金支払開始期日	令和四年四月十一日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金
等		
一等		千万円
二等		千万円
三等		千万円
四等		千万円
五等		千万円
六等		千万円
計		二十二万二千四百四十二本
十	注意事項	
(一)	発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。	
(二)	証票は、転売できない。	
●東京都告示第千四百四十一号 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二		

十七条第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に兵庫県神戸市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和三年十一月八日

●東京都告示第千四百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町元町字十二礎六二八番及び六四七番八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。その関係図面は、令和三年十二月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

四百十一号

二 変更の区間


西多摩郡奥多摩町棚澤字横まくり百六十七番一地内

三 変更の概要

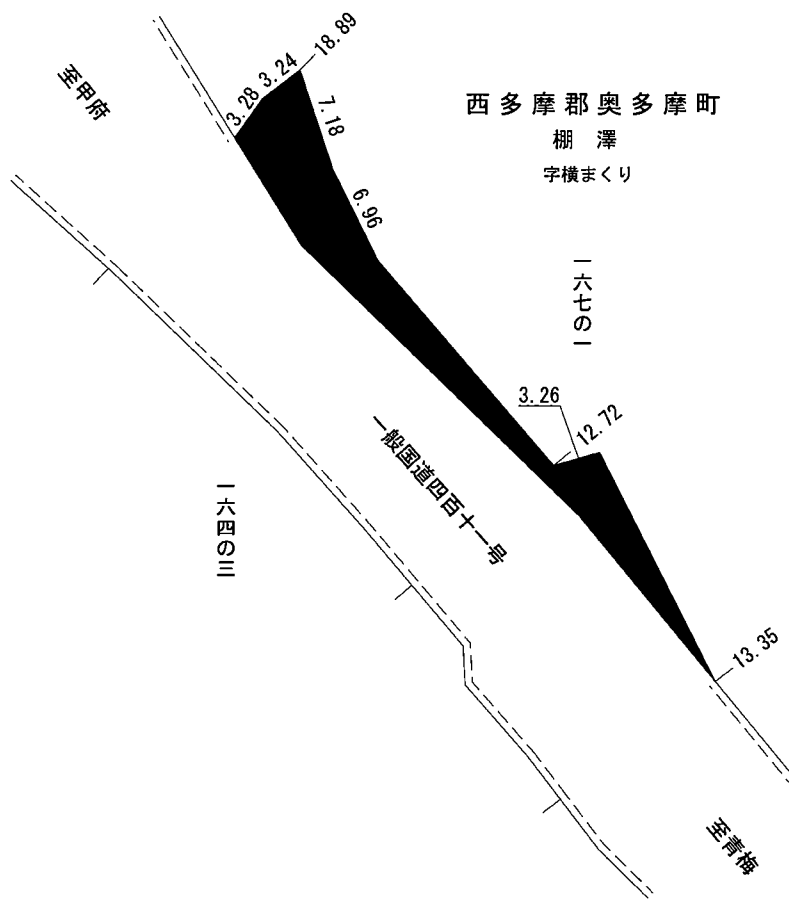
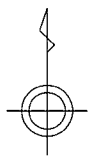
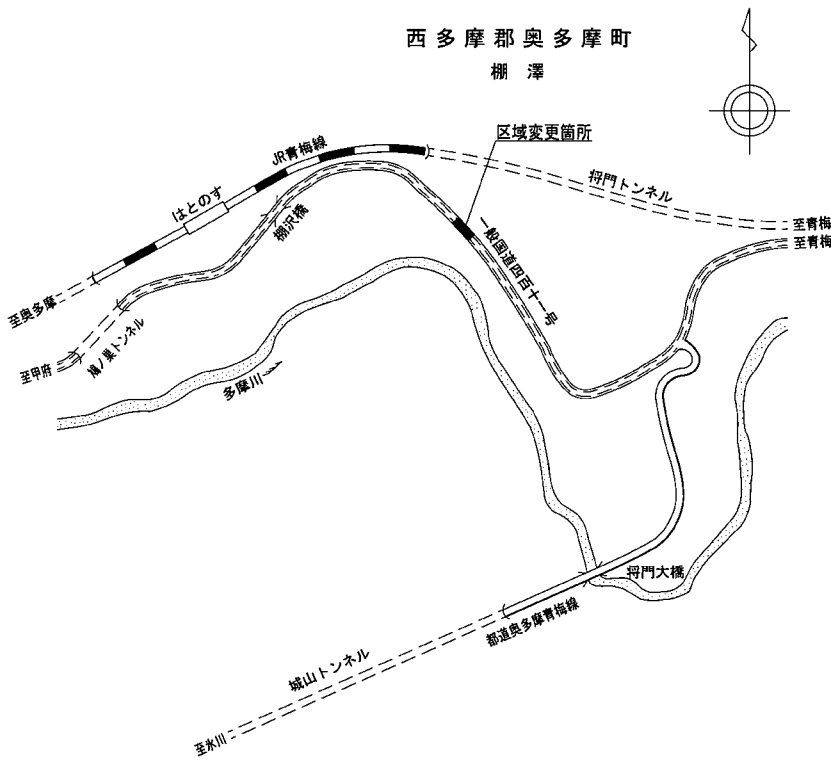
別図表示のとおり

別図

一般国道四百十一号区域変更略図
西多摩郡奥多摩町棚澤地内



 延長 四九・〇五メートル
 面積 一三八・二六平方メートル



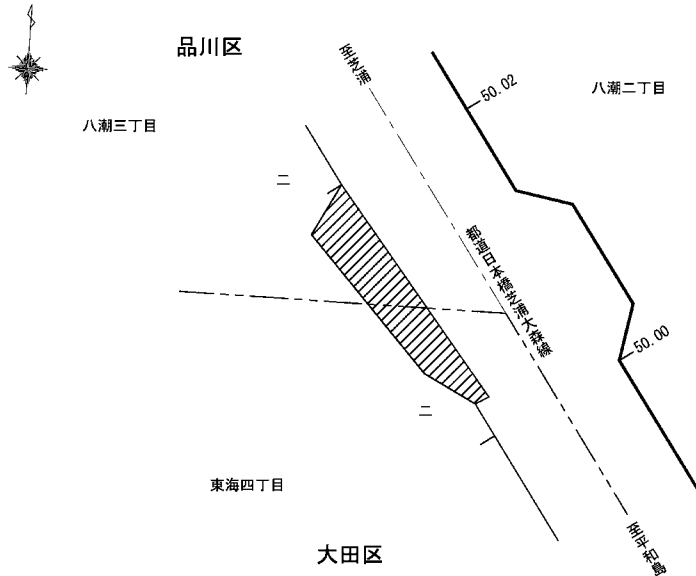
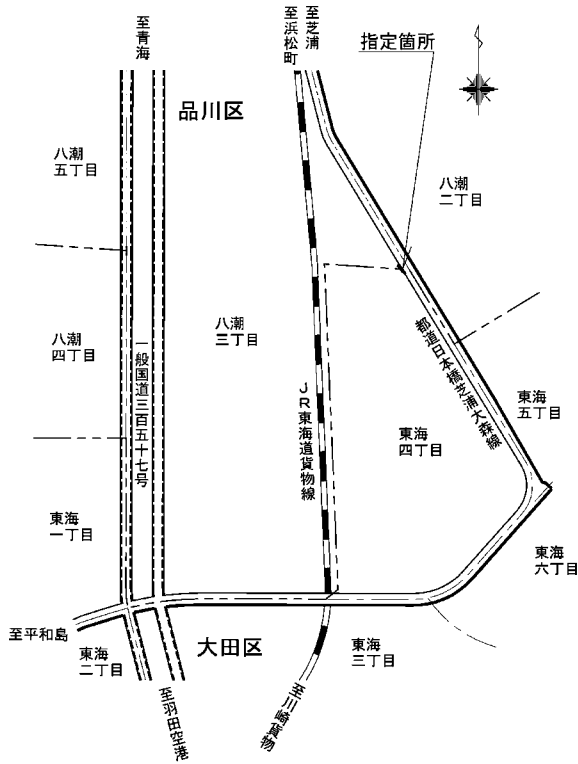
●東京都告示第千四百四十四号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道日本橋芝浦大森線

大田区東海四丁目～品川区八潮三丁目

一般国道
 都道
 特別区道
 指定区間
 延長 八八・五七メートル
 (電線共同溝予定名称 日本橋芝浦大森・七号)



- 備すべき道路を次のように指定する。
 令和三年十二月三日
 東京都知事 小池百合子
- 一 路線名 都道日本橋芝浦大森線
 - 二 指定する区間 大田区東海四丁目二番地先から品川区八潮三丁目二番地先まで
 - 三 指定の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第千四百四十五号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

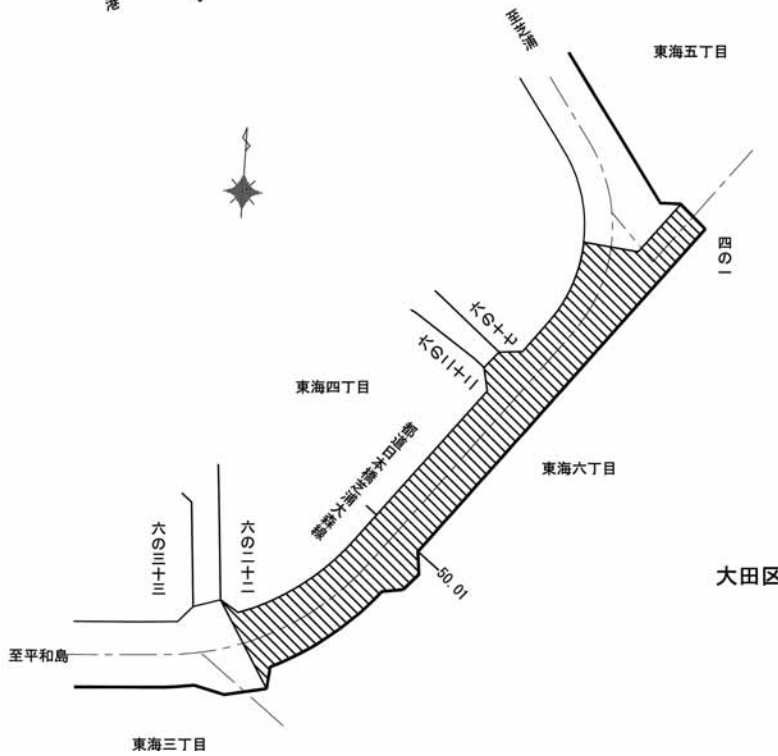
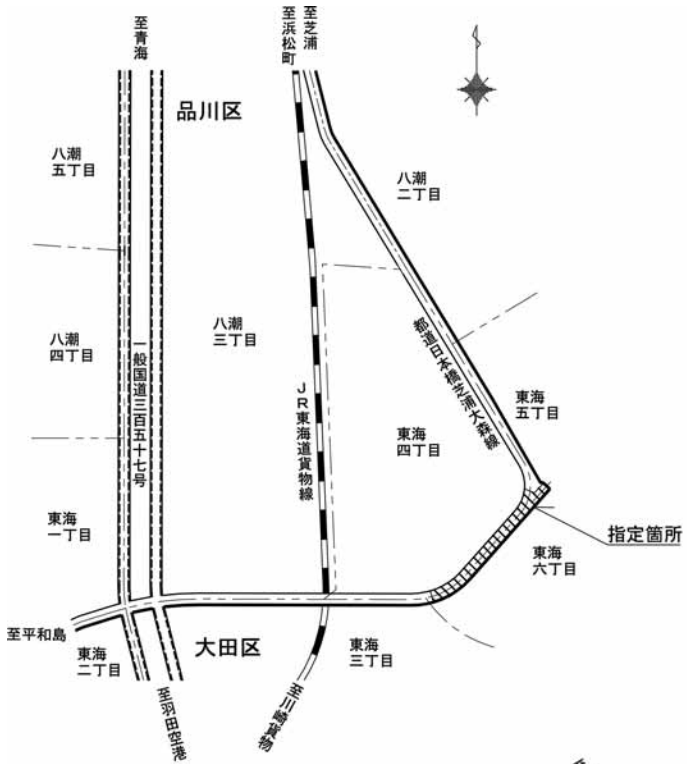
都道日本橋芝浦大森線

大田区東海四丁目～東海六丁目



延長 五二七・六四メートル

(電線共同溝予定名称 日本橋芝浦大森・八号)



備すべき道路を次のように指定する。
 令和三年十二月三日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名
 都道日本橋芝浦大森線

二 指定する区間
 三 指定の概要

大田区東海四丁目六番二十二地先から
 同区東海六丁目四番一地先まで
 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市三ツ藤二丁目三十番

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

武蔵村山市三ツ木一丁目二十五番一

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

府中市是政六丁目九番三の一(第二工区)

西東京市東伏見三丁目八番十三号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

清瀬市中里五丁目五百七十九番一の一部(第二工区)

清瀬市中里五丁目八百四十二番地
清瀬市長 渋谷金太郎

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

令和三年十二月三日

東京都下水道局長 神山 守

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
令和三年九月二十一日	五三四三	真中設備	府中市新町二丁目十四番地の七十八号	三鷹市下連雀五丁目三番二一四〇八号

二 代表者を変更した事業者

受理年 指定番号 商号又は名称 新代表者名 旧代表者名

受理年	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
令和三年九月二十一日	二八四七	株式会社大進工業	白倉 進	白倉 大介
同日	三九二四	有限会社長田工業	守屋 悟	長田 利則
令和三年九月二十七日	五三二七	管機工業株式会社	牧 忠夫	牧 厚

東京都指定排水設備工事事業者の指定について

東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。

令和三年十二月三日

東京都下水道局長 神山 守

一 指定した事業者

指定番号	商号又は名称	代表者	事業所所在地
五七七八	誠電装美株式会社	成竹 琢哉	町田市鶴間八丁目十六番一号
五七七九	東京テクノ株式会社	坂根 茂樹	江戸川区松島一丁目四十三番八号
五七八〇	株式会社アミ	神田 徳植	大田区久が原一丁目十六番十五号

二 指定年月日

令和三年十月二十七日

雑報

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十一号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九十回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	九百万枚 十八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式（被封された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法） 令和四年一月十二日から同年二月八日まで
六	発売期間	令和四年一月十二日
七	当せん金支払開始期日	令和四年一月十二日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
	等 級	当せん金
	一等	三百万円 九本
	二等	十万円 二千七百本
	三等	一万円 二万八千八百本
	四等	千円 九万本
	五等	二百円 九十万本
	計	百二万一千五百九本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十二号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百十一回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	二十万枚 四十億円
四	証券型式	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和四年一月二十六日から同年三月三十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和四年一月二十六日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
九	等級	一等 百万円 二十本 二等 五万円 四百本 三等 一万円 六千本 四等 千円 六十万本 五等 二百円 六百万本
計		六百六十万六千四百二十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十三号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百十二回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	一億枚 三百億円
四	証券金額	(三十億円を一単位(一ユニット)として十単位(十ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
五	証券型式	一枚三百円
六	発売期間	開封式 令和四年二月二日から同年三月四日まで
七	抽せん期日	令和四年三月十一日
八	当せん金支払開始期日	令和四年三月十六日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
一	等級	一等 二億円 一本 二等 一億円 二本 三等 五千万円 九十九本 四等 千万円 三本 五等 百万円 六十本 六等 五十万円 千本 七等 十万円 四万本 八等 五万円 十万本 九等 三万円 百万本
計		百四万一千六百五十五本

備考
一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百十三回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 五十万枚 百五十億円
(三十億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

四 証券金額 一枚三百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和四年二月二日から同年三月四日まで

七 抽せん期日 令和四年三月十一日

八 当せん金支払開始期日 令和四年三月十六日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	二千万円	五本
一等の後賞	五百万円	十本
二等	百万円	百本
三等	五十万円	二千本
四等	十万円	四万本
五等	三万円	十万本
六等	一万円	百万本
計		百十四万二千百十五本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九百十四回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 五十万枚 十五億円
四 証券金額 一枚三百円
五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和四年三月五日から同月三十一日まで

七 当せん金支払開始期日 令和四年三月五日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金	当せん本数
一等	五百万円	十本
二等	三十万円	百本
三等	三万円	千本
四等	三千元	一万本
五等	千円	二十五万本
六等	三百円	百万本
計		百二十六万一千百十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	八百万枚 十六億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から五等までの当せんが判明する方法) 令和四年三月五日から同月三十一日まで
六	発売期間	令和四年三月五日
七	当せん金支払開始期日	令和四年三月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
九	等級	当せん金
一	等	三百万円 八本
二	等	十万円 二千四百八十本
三	等	一万円 二万四千八百本
四	等	千円 八万本
五	等	二百円 八十万本
計		九十万七千二百八十八本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年十二月三日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第九百十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 六億円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	被封印(被封印された指定部分を削り取るにより、 一等から三等までの当せんが判明する方法) 令和四年三月五日から同月三十一日まで
六	発売期間	令和四年三月五日
七	当せん金支払開始期日	令和四年三月五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
九	等級	当せん金
一	等	十万円 六百本
二	等	五百円 九万六千本
三	等	百円 百八十万本
計		百八十九万六千六百本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

